

◎ 特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示、透明性及び公正性等について規定

【法令名】

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律

【掲載官報】	令和2年6月3日 号外第109号 33ページ
【法令番号】	令和2年6月3日 法律第38号
【管轄省庁】	経済産業省
【施行期日】	公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
【法令のあらまし】	<p>1 目的</p> <p>この法律は、近年の情報通信技術の分野における技術革新の進展により、データを活用した新たな産業が創出され、世界的規模で社会経済構造の変化が生じ、デジタルプラットフォームの果たす役割の重要性が増大している中で、デジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性に配慮しつつ、商品等提供利用者等の利益の保護を図ることが課題となっている状況に鑑み、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価その他の措置を講ずることにより、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上を図り、もって特定デジタルプラットフォームに関する公正かつ自由な競争の促進を通じて、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。(第1条関係)</p> <p>2 定義等</p> <p>(一) この法律において「デジタルプラットフォーム」とは、多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築した場であって、当該場において商品、役務又は権利(以下「商品等」という。)を提供しようとする者の当該商品等に係る情報を表示することを常態とするもの(次のいずれかに掲げる関係を利用したものに限る。)を、多数の者にインターネットその他の高度情報通信ネットワーク(放送法第2条第1号に規定する放送に用いられるものを除く。)を通じて提供する役務をいうこととした。(第2条第1項関係)</p> <p>(1) 当該役務を利用して商品等を提供しようとする者(2の(一)の(1)及び(2)において「提供者」という。)の増加に伴い、当該商品等の提供を受けようとする者(2の(一)の(1)において「被提供者」という。)の便益が著しく増進され、これにより被提供者が増加し、その増加に伴い提供者の便益が著しく増進され、これにより提供者が更に増加する関係</p>

(2) 当該役務を利用する者（提供者を除く。以下同じ。）の増加に伴い、他の当該役務を利用する者の便益が著しく増進され、これにより当該役務を利用する者が更に増加するとともに、その増加に伴い提供者の便益も著しく増進され、これにより提供者も増加する関係

(二) この法律において「利用者」とは、デジタルプラットフォームを利用する者をいうこととした。（第2条第2項関係）

(三) この法律において「商品等提供利用者」とは、デジタルプラットフォームを商品等を提供する目的で利用する者をいうこととした。（第2条第3項関係）

(四) この法律において「一般利用者」とは、商品等提供利用者以外の利用者をいうこととした。（第2条第4項関係）

(五) この法律において「デジタルプラットフォーム提供者」とは、デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する事業者をいうこととした。（第2条第5項関係）

(六) この法律において「特定デジタルプラットフォーム」とは、4の規定により指定されたデジタルプラットフォーム提供者（以下「特定デジタルプラットフォーム提供者」という。）の当該指定に係るデジタルプラットフォームをいうこととした。

（第2条第6項関係）

3 基本理念

デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する施策は、デジタルプラットフォームが、利用者の便益の増進に寄与し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展にとって重要な役割を果たすものであることに鑑み、デジタルプラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与その他の規制を必要最小限のものとすることによりデジタルプラットフォーム提供者の創意と工夫が十分に発揮されること及びデジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図ることを旨として、行われなければならないこととした。（第3条関係）

4 特定デジタルプラットフォーム提供者の指定

経済産業大臣は、デジタルプラットフォームのうち、デジタルプラットフォームにより提供される場に係る政令で定める事業の区分ごとに、その事業の規模が当該デジタルプラットフォームにおける商品等の売上額の総額、利用者の数その他の当該事業の規模を示す指標により政令で定める規模以上であるものを提供するデジタルプラットフォーム提供者を、デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の自主的な向上に努めることが特に必要な者として、指定することとした。（第4条第1項関係）

5 特定デジタルプラットフォームの提供条件等の開示

- (一) 特定デジタルプラットフォーム提供者は、利用者に対して特定デジタルプラットフォームを提供する場合の条件（以下「提供条件」という。）を開示するに当たっては、当該提供条件に関する利用者の理解の増進が図られるよう、これを行わなければならないこととした。（第5条第1項関係）
 - (二) 特定デジタルプラットフォーム提供者は、商品等提供利用者又は一般利用者に対して特定デジタルプラットフォームを提供するときは、当該者に対し、当該特定デジタルプラットフォームの提供条件として所定の事項を開示しなければならないこととした。（第5条第2項関係）
 - (三) 特定デジタルプラットフォーム提供者は、所定の行為を行うときは、当該行為の相手方に対し、所定の事項を開示しなければならないこととした。（第5条第3項及び第4項関係）
 - (四) 特定デジタルプラットフォーム提供者が(一)から(三)までの規定を遵守していないと認めるときに経済産業大臣が行う勧告等について、所要の規定を設けることとした。（第6条関係）
- 6 特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置
- (一) 特定デジタルプラットフォーム提供者は、特定デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置を講じなければならないこととした。（第7条第1項関係）
 - (二) 経済産業大臣は、(一)の規定に基づき特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針（以下「指針」という。）を定めることとした。（第7条第2項～第6項関係）
 - (三) (一)の規定に基づき特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために特に必要があると認めるときに経済産業大臣が行う勧告について、所要の規定を設けることとした。（第8条関係）
- 7 特定デジタルプラットフォーム提供者による報告書の提出、評価等
- (一) 特定デジタルプラットフォーム提供者は、毎年度、所定の事項を記載した報告書を経済産業大臣に提出しなければならないこととした。（第9条第1項関係）
 - (二) 経済産業大臣は、(一)の規定による報告書の提出を受けたときは、当該報告書の内容その他の経済産業大臣が把握する事実に基づき、指針を勘案して、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価を行い、その結果等を公表することとした。（第9条第2項～第5項関係）
 - (三) 特定デジタルプラットフォーム提供者は、公表された評価の結果を踏まえ、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の自主的な向上に努めなければならないこととした。（第9条第6項関係）

WestlawJapan 法令あらし

8 経済産業大臣に対する申出等

5及び6の規定に基づき特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置が講じられていないと認めるときに利用者が経済産業大臣に対して行う申出等について、所要の規定を設けることとした。(第10条関係)

9 報告及び検査

特定デジタルプラットフォーム提供者等に対する報告の求め及び検査並びに商品等提供利用者に対する報告の求めについて、所要の規定を設けることとした。(第12条関係)

10 公正取引委員会への措置請求

経済産業大臣が行う公正取引委員会への措置請求について、所要の規定を設けることとした。(第13条関係)

11 資料の提出の要求等

経済産業大臣は、4の政令の制定又は改正の立案に必要な限度において、デジタルプラットフォーム提供者又は商品等提供利用者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができることとした。その資料及び説明に基づき経済産業大臣が行う政令の立案等の措置について、所要の規定を設けることとした。(第15条及び第16条関係)

12 送達すべき書類等

4の規定による指定、5の(四)の勧告等又は9の規定による報告の徴収に関する書類の送達に関し、外国において送達をすることができない場合における公示送達その他の所要の規定を設けることとした。(第19条～第22条関係)